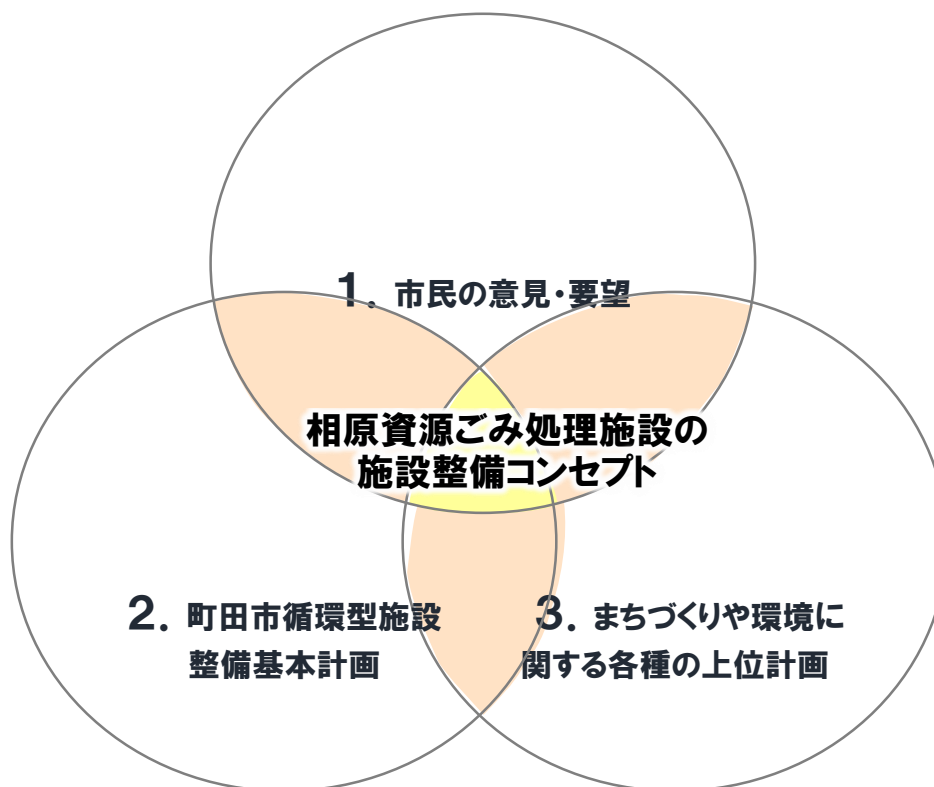


相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト

「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」の検討にあたっては、以下の3つの視点を重視していきます。

- ① これまでに市民の皆様から頂いた「市民のご意見・ご要望」からの視点
- ② 施設整備に関する基本的な計画である「町田市資源循環型施設整備基本計画」からの視点
- ③ 都市計画マスタープランや町田市環境マスタープラン等の「まちづくりや環境に関する各種の上位計画^{*}」からの視点

「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」は、新しい施設の整備にあわせて、付帯機能の整備等をとおして周辺地域の魅力や価値をより一層高めることを目指していくものとします。「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」については、今後、公表していく「要求水準書（発注仕様書）」等に反映していくものとします。



「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」のイメージ

※まちづくりや環境に関する各種の上位計画：ここでは、町田市都市計画マスタープラン、第2次町田市環境マスタープラン、町田市景観条例、町田市地域防災計画、町田市緑の基本計画が該当します。

コンセプトの要素ー1

新しい「ごみの資源化施設」の整備について、皆さまから頂いているご意見・ご要望

・下表は、『要望書』（2014年10月9日 地縁法人相原町大戸町会）を抜粋したものです。

1. 建設位置	
・施設の建設については、可能な限り真米トンネル方向の位置に移動させる	
2. 搬入・搬出路	
・真米トンネル方向にする	
3. 公害防止対策	
・ガス・揮発性有機化合物（VOC）、騒音、振動、電波障害等の対策は万全にする	
・検査情報をリアルタイムで表示する表示板設置	
・施設内を把握することができるテレビカメラの設置	
・地域住民の定期的健康診断の実施	
4. 環境整備	
(1) 公園	・地域には公園が無いいため計画用地を可能な限り確保し、計画用地内に地域住民・子供達が安心・安全に利用できる自然型公園を確保し、地域に開放する
	・ゆくのき学園と連携を持った多様性に富んだ公園
(2) 災害対策	・災害防止対策
(3) 下水道整備	・市街化調整区域の住宅地まで下水道を整備
(4) 付帯施設	・ごみ減量化等の展示施設と併設した郷土資料館の建設
	・休日、夜間に使用可能な多目的ホールの建設
5. その他関連要望	
・地元大戸町会との協議をする運営委員会の設置	
・周辺道路の整備	
・災害時等住民が利用可能な重機等の配備	
・地域住民の優先的雇用	
・地元会館の整備	
・大戸町民の粗大ごみ受入れ	

コンセプトの要素-2

町田市資源循環型施設整備基本計画～新しい「ごみの資源化施設」の整備について～

- ・ 町田市では、新しい「ごみの資源化施設」のありかたについて、2011年5月に「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」（以下、検討委員会と記載します。）を組織し、市民と協議を重ねながら検討を進めて参りました。
- ・ 検討委員会では、市民意見の募集および延べ14回に及ぶ意見交換会が実施され、それらもふまえた検討結果が、2012年11月に市に報告されました。
- ・ 町田市では、委員会からの報告を基本として、2013年4月に「町田市循環型施設整備基本計画」を策定しました。その中で、新しい施設に求められる機能・役割について、次のように記載しています。

求められる機能・役割

“ごみの資源化施設は、施設から生みだされるエネルギーを有効活用し、環境負荷の低い施設とすることのみならず、環境学習及びコミュニティ活動や防災の拠点となるなどの機能を併せ持つことも期待されている。”

1. 防災機能

熱回収施設等は、災害時に発生した災害ごみを適正処理することで災害時の復旧支援を図れるように整備する。特に震災など災害発生時は施設の安全を確認後、自立的にかつ速やかに運転を開始し、熱回収施設から供給できる電気や温水等を利用できるよう、防災拠点としての機能整備を図る。

資源ごみ処理施設は、災害に備えて、防災備蓄倉庫機能等を持たせるなど、防災拠点としての役割を果たせるように整備する。

2. 環境学習・ごみ減量啓発機能

資源化及び減量化推進活動の拠点・環境学習の場としての機能を確保する。

環境学習機能…循環型社会形成施設の位置づけと情報発信の場の提供

体験等の学習機能…イベントの実施や学校との連携

3. 市民協働

施設整備に関して市民協働の場を設ける。

4. 景観への配慮

緑地の面積を最大限確保し、緑が多く景観に配慮したデザインとする。

※ 枠内：『町田市資源循環型施設整備基本計画～新しい「ごみの資源化施設」の整備について～』（2013年4月町田市）第10章より抜粋

コンセプトの要素-3

まちづくりや環境に関する各種の計画

- ・次に示す計画を考慮し、コンセプトに反映します。

計画の名称	概要
町田市都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づいて市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都道府県が定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針」と市の基本構想に即して定めた計画。
第 2 次町田市環境マスタープラン	町田市で目指す「望ましい環境像」を提示し、その「望ましい環境像」を実現するための基本目標と基本目標を達成するための達成目標、環境施策、計画の推進体制、進行管理について定めた計画。
町田市景観計画	町田市の良好な景観づくりを目指して、地域の資源や特徴に配慮した景観づくりの進め方を定めた計画。
町田市緑の基本計画	緑地の適正な保全や緑化の推進さらには公園緑地の整備に関して、その将来像、目標などの緑のあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画。
町田市地域防災計画	町田市・東京都及び防災に関係する機関や、その他市民が持ちうる全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めた計画。

■相原地域のまちづくり方針総括図



<凡例>
(まちづくりの方針)

- [相原駅生活中心地] 地域資源を継承した活気ある駅前づくり
- [大戸緑地] 境川の源流域のみどりとふれあう水とみどりの拠点の形成
- [相原] 自然・歴史・文化とふれあう水とみどりの拠点の形成
- [杉山] 歴史資源と一体となったみどりの拠点の形成
- 公園・地域制緑地(構想)
- 交通基盤整備とあわせた相原駅周辺のまちづくり

(土地利用の方針)

- 良好な住環境を形成・誘導する戸建て主体の住宅地
- 良好な住環境を保全する戸建て主体の住宅地
- 中高層住宅と低層住宅が共存する一般住宅地
- 幹線道路沿道で生活に必要な商業・サービス施設の立地を許容する一般住宅地
- 主要な幹線道路沿道で商業・サービス施設と住居が共存する複合市街地(沿道市街地)
- 生活利便性を支える商業地
- 樹林地・農地を中心とする地区
- 主な公園・地域制緑地
- 大学・研究所等
- 市街化調整区域(区域区分)

河川等(未改修、暫定整備)

都市計画道路(整備済)(事業中)(計画決定路線)

主な既存道路

主な施設等

0 500 1000 2000m

1. 相原地域

テーマ別のまちづくりの方針	具体的な施策	実施状況・着手目標		
		実施中	概ね5年以内	概ね10年以内

①にぎわいと交流を創出するまちづくり (拠点活性化)

自然・歴史・文化資源を継承した活気のある相原駅周辺の生活中心地の形成	1	相原駅西口広場の整備	●		
	2	まちづくり検討組織による相原駅前のまちづくりの計画の策定		●	
	3	大戸踏切の立体交差化事業		●	

②安全安心のまちづくり (防災・防犯)

町田街道をはじめとする地域の骨格となる道路網の形成	4	都市計画道路の整備 ・相原南北線(町3・4・49) ・町田街道(町3・3・36)		●	
	5	都市計画道路の整備 ・相原駅西口線(町3・4・47) ・相原南北線(町3・4・49)	●		
	6	新規都市計画道路の都市計画決定 ・町田街道の延伸など			●
相原駅周辺の安全な歩行空間づくり	7	バリアフリー基本構想策定 ・相原駅周辺地区	●		

③環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)

環境に配慮した汚水処理対策の推進	*8	市街化区域の下水道の整備	●		
	*9	市街化調整区域での適正な汚水施設の整備			●

テーマ別のまちづくりの方針	具体的な施策	実施状況・着手目標		
		実施中	概ね5年以内	概ね10年以内

④自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)

大戸緑地や相原中央公園とその周辺を中心とした「水とみどりの拠点」の形成	10	大戸緑地の整備			●
	11	七国・相原特別緑地保全地区の指定区域の拡大		●	

⑤住みつけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)

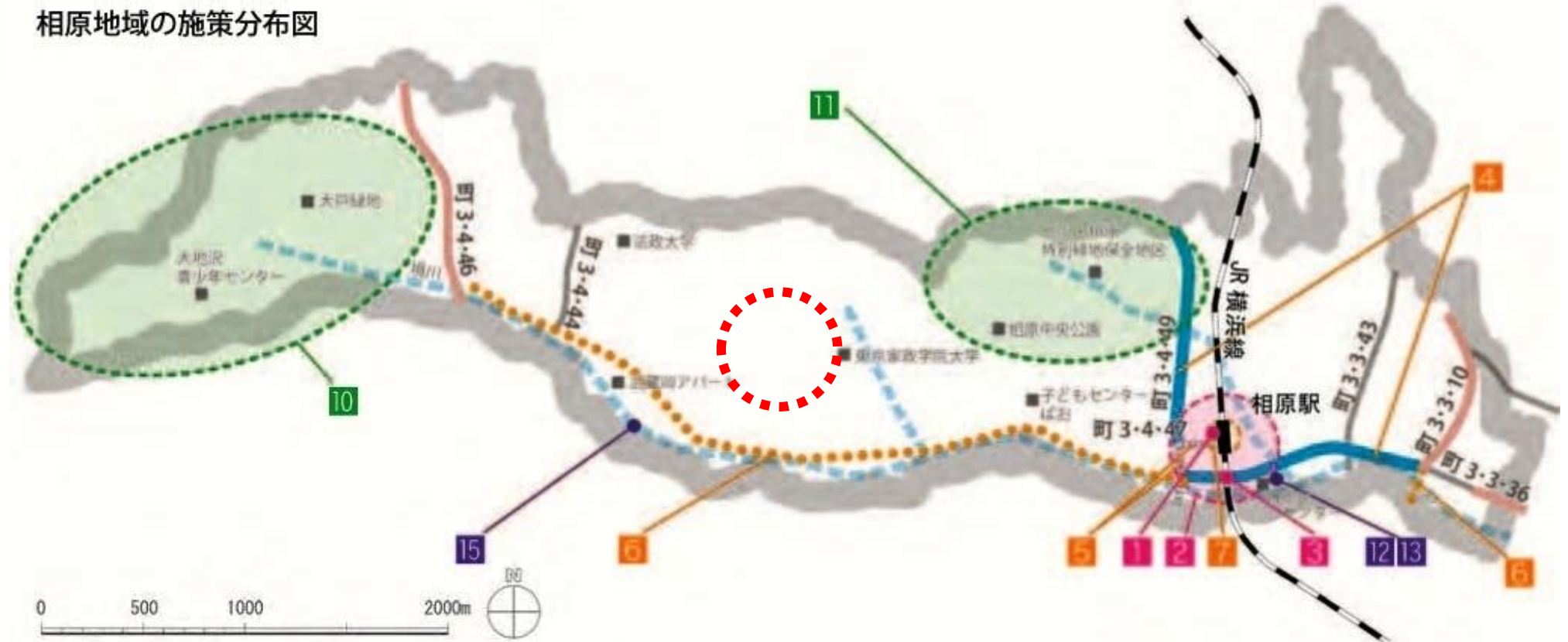
みどり豊かな環境を活かした住環境の形成	12	公立保育園の整備 ・こうさぎ保育園			●
	13	地域子育て相談センターの設置 ・こうさぎ保育園			●
住宅地内の安全で快適な生活道路などの確保	*14	生活道路の整備 ・堺226号(相原坂下)、堺322号(相原小北)、堺325号(相原小北西)	●		
	15	武川橋の架け替え事業			●

凡例

場所を示す○や番号は、上記表中のまちづくりテーマの色を反映している。
上記表中の施策の番号に“*”がある番号の施策は、図示していない。

- 都市計画道路 (H27までに着手予定)
- 都市計画道路 (今後特に整備が必要な道路)
- 事業中の都市計画道路
- 整備済みの都市計画道路
- 河川等

相原地域の施策分布図



第二次町田市環境マスタープラン(抜粋)

「水とみどりとのぎわいの調和した環境都市 まちだ」

町田市が持つ2つの面、「水とみどりに象徴される豊かな自然」と、「商業都市、学園都市としての活気に満ちたまちのにぎわい」が調和し、環境に配慮したまちを、町田市の望ましい環境像としています。

基本目標

環境像

基本目標～環境施策の大綱（大柱）

水とみどりとのぎわいの調和した
環境都市
まちだ

1. 地域で取り組む地球温暖化の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全
～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

3. 持続可能な循環型社会の構築
～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

4. 良好な生活環境の創造 ～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

5. 環境に配慮した生活スタイルの定着 ～学び・協働で進めるまちづくり～

町田市景観条例(抜粋)

1. 基本理念

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち

～人と風景が共に育つ景観づくり～

市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。

市では、そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、市民だけではなく、市に関わりをもつ人、市を訪れる人も含めて、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指した景観づくりに努めます。

2. 基本目標

第1章で整理した市の特徴的な景観の要素である「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」を踏まえて、4つの基本目標を設定し、それぞれの視点から多面的に景観づくりに取り組み、基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指します。

基本目標Ⅰ（自然景観）

自然の風景を守り育てる

起伏に富んだ地形、豊かな農や緑、河川や水辺空間など、自然の風景を大切に守り育てていきます。

基本目標Ⅱ（まち並み景観）

だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

それぞれの地域の成り立ちに密接に関わりながらつくられてきた住宅地や、駅周辺のにぎわい、沿道の景観など、生活の舞台となるまち並みに、やすらぎや誇りを感じられる景観づくりを行っていきます。



基本目標Ⅲ（文化的・歴史的景観） 先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

地域の文化や歴史を物語る景観を継承し、地域の景観づくりに生かしていきます。

基本目標Ⅳ（生活・活動の景観）

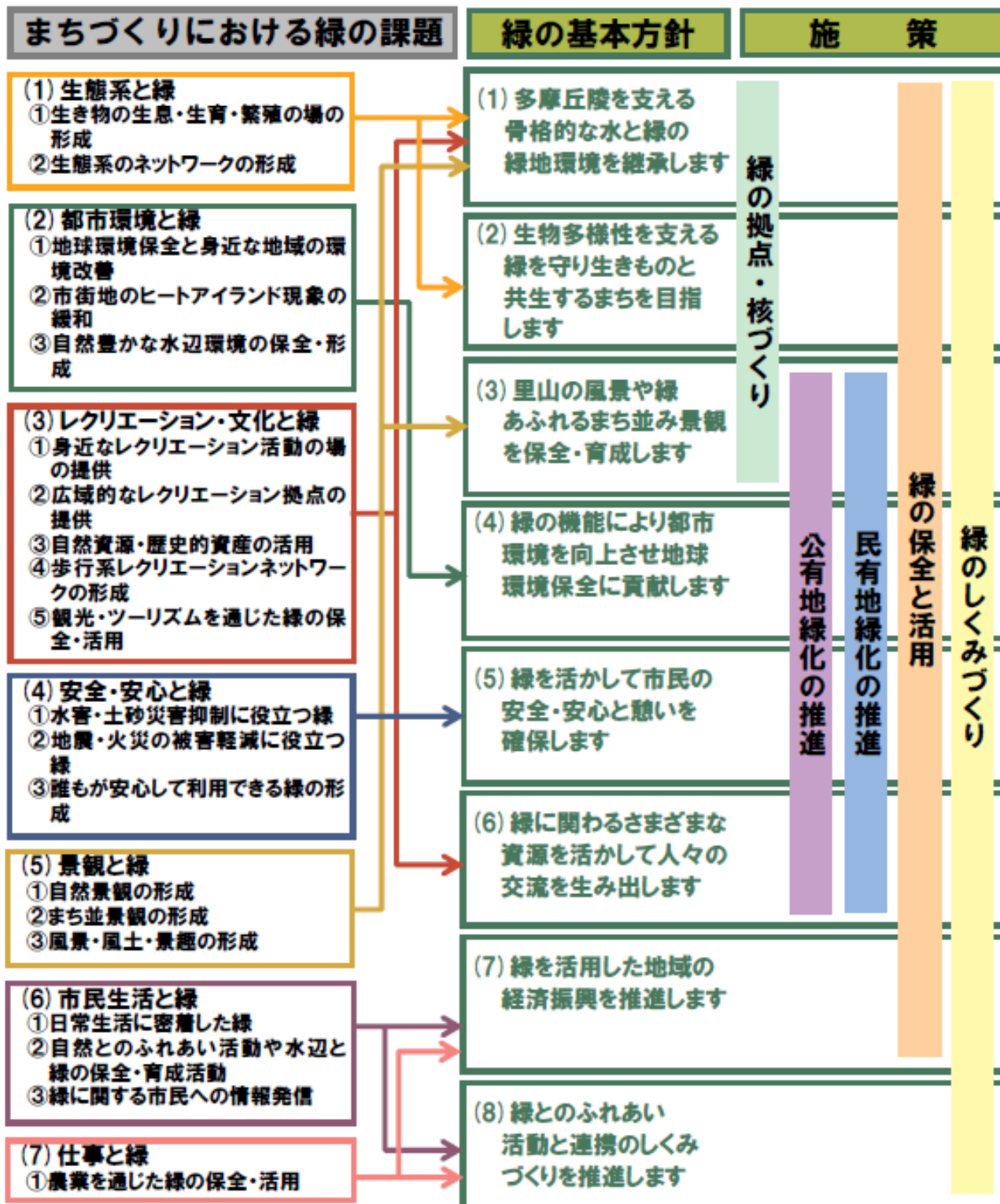
次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

次世代に向けて、住む人、働く人、訪れる人のだれもが、愛着と誇りを持てるような“まちだの景観”を目指します。

1 緑の基本方針 と施策の体系

基本理念

町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の
保全・再生・活用



町田市地域防災計画(抜粋)

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い人と組織をつくる	第1節 災害に強い人と組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市および関係機関の職員については、知識と技術を身につけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。 ●混乱期における被害の抑制や要援護者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ●市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ●多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等に配慮し、男女共同参画を推進する。
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ●崖崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。 ●大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、オープンスペース・緑地の保全とそれを活用した延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ●不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ●道路、橋梁、鉄道、ライフライン施設の耐震性および各機関の連携体制を強化し、安全性を確保する。

町田市地域防災計画(抜粋・・・つづき)

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第7節 避難対策実施体制の整備	第11節(地震) 帰宅困難者対策 第12節(地震) 第12節(風水害) 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ●局所的な被害が発生した場合の一時的な避難者受け入れ対策を定める。 ●消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民・外来者等を安全に避難させる。 ●災害発生直後から避難施設(避難所)を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。 ●帰宅困難者対策を策定する。 ●災害時要援護者等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ●逸走した動物の保護及び避難施設(避難所)等での飼育動物対策について定める。
	第8節 緊急輸送体制の整備	第15節(地震) 第15節(風水害) 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損、停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ●輸送拠点を適切に設置するとともに、市および関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
	第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備	第16節(地震) 第16節(風水害) ライフライン・都市公共施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ガス漏れ時の供給継続や通電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。 ●生活関連施設の早期回復および代替サービスの提供を迅速に行う。 ●公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止・低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。